

## 平成28年5月市会代表質問要旨

平山 よしかず 議員（公明）

西京区選出の平山よしかずです。この後の青野仁志議員とともに、公明党京都市会議員団を代表し市政一般に関し質問します。市長並びに関係理事者におかれでは、前向きで誠意あるご答弁をお願いいたします。

質に入る前に、今般の熊本・大分地方地震災害において、尊い命を落とされた方へ哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。いまなお続く余震の不安やいまだ避難生活を余儀なくされている状況、また例えば罹災証明書の発行が遅れていることなどの様々な課題を乗り越えられ、すべての方が普通の生活を取り戻されるとともに、被災地の復旧そして復興が進んでいくことをお祈り申し上げます。

（「正規雇用の拡大と雇用の質の向上」及び「ブラック企業の根絶」について）

それでは質問に入ります。最初に、若者が希望とやりがいを持って働くための施策に関しお伺いします。

ロシアの作家・ゴーリキーの著作『どん底』には、「働くことが楽しみなら、暮らしさは素晴らしい！」との言葉がでてきます。また、アメリカ・デラウェア大学の故ノートン教授は、「多くの学生は、仕事はお金のためだと思っている。幸福とはお金で願望を満たすことだと思っている。しかし、本当の幸せは仕事の中にある。仕事を通して、自分をつくり、自分を満たし、自分の中にある自分だけの価値を引き出し、その価値を社会にも分かち与える。仕事は「価値創造の喜びのためにある」のだ。」と語っておられます。働くことで、人の役に立つ自分自身に喜びを感じることができ、そして家族を守り社会に貢献できます。一日の大半を使う「働くこと」が充実している人は幸福です。

翻って、昨今の全国的な若者の雇用情勢をみてみると、今年3月に卒業した大学生の就職率は前年同期比0.6ポイント上昇の97.3%と5年連続で改善し、1997年4月の調査開始以降、過去最高となり、高校生の就職率は前年同期比0.2ポイント上昇の97.7%と6年連続で改善、1992年春以来、24年ぶりの高い水準となりました。時事通信社の調査では、調査対象企業のうちの3割強が今春よりも更に採用数を増やすと回答しています。さらに、厚生労働省が4

月 28 日に発表した 3 月の有効求人倍率は、1.30 倍と 1991 年 12 月以来の高水準を 3 カ月連続で維持するなど、自公政権による政策効果が数値の上でも表れています。この流れを定着させながら更なる雇用情勢改善の取組みを進めるべきです。

ただ、雇用情勢が着実に改善する一方で、非正規雇用の急増やいわゆる「ブラック企業」の社会問題化など、若者の仕事環境・就労環境の改善が急務になっています。公明党青年委員会は年初から 5 月上旬まで、街頭やインターネットなどによる若い世代の課題に関する政策アンケート「ボイス・アクション」を全国で行い、1000 万を超える回答数を得ました。集計の結果は、非正規雇用の待遇改善や最低賃金制度の見直し、また働き方・休み方改革など就労環境改善への回答が 43% と最も多く、若い世代の「働き方」に関する関心と政治への期待の高さが表れています。

政府としては「若者雇用促進法」を成立させ、新卒者を募集する企業に「有給休暇の平均取得日数」「直近三年間での離職率」といったような情報提供を義務付け、労働法令に著しく違反している悪質なブラック企業に対してはハローワークでの求人申し込みを受理しないことができるようになりました。また促進法には、非正規雇用の若者がキャリアアップのための訓練を積めるよう支援する仕組みも盛り込まれています。

京都市においては、京都府、京都労働局及び企業関係団体ともに「京都労働経済活力会議」を設け、オール京都で正規雇用の拡大・雇用の質の向上への働き方改革、女性・若者・高齢者・障害のある人などあらゆる人が輝ける社会、京都企業の人材不足解消の三点の方向性をもって取組みを進めておられます。

そこで、このオール京都での人材育成・働き方改革の取組みの中で、本市が果たすべき具体的施策について「正規雇用の拡大と雇用の質の向上」及び「ブラック企業の根絶」の二点からお伺いします。

- 1 本市ではこれまで若者の就労支援として、例えば京都企業の魅力を発信するWEBサイト「京のまち企業訪問」の運営や合同企業説明会の開催など、京都を支える中小企業と若者をマッチングさせる形で成果を挙げてこられました。私は「正規雇用の拡大と雇用の質の向上」においても中小企業に焦点をあてながら施策を深化・充実させていくべきと考えますが市長のお考えをお聞かせください。

また「ブラック企業の根絶」に関しては、大学のまち京都の特性に鑑み、なかでも「ブラックバイト対策」に力をいれる必要があることから、オール京都による京都ブラックバイト対策協議会での取組みが進められます。私は、協議会を中心としたブラックバイト根絶の取組が、当事者である若者に寄り添いながら実のあるものとなるためには、京都の若者の現場の声を協議会がしっかりと受け止めて施策に反映させるべきだと考えま

す。そこで、次代を担う若者の声を反映させ、実効ある施策としていくための本市の決意と具体的取組みについてお伺いします。<市長答弁>

(公園の健康遊具整備について)

続いて、市民の健康づくり、とりわけ健康寿命を延ばす取組みについてお伺いします。平成22年度のデータによれば京都市民全体の平均寿命は男性80.3歳、女性86.7歳であるのに対し、日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる期間である健康寿命は男性78.5歳、女性82.9歳でした。本市は平成25年に策定した第2次京都市民健康づくりプランで健康寿命を平均寿命へ近づけることを一つの目標として取組みを進めておられます。

市民が楽しみながら健康づくりが出来るようにと、我が会派の西山信昌議員が昨年5月の代表質問で、市内の公園での健康遊具やウォーキングコースの設置を更に進めると同時に、健康遊具の使い方やウォーキングコースを表示した案内板の設置を提案したところ、小笠原副市長から、公園の新規整備や再整備などの機会を捉え、健康遊具やウォーキングコースなどの更なる設置に努めるとともに、安全な使い方や使用効果についての説明板を設置する旨のご答弁をいただきました。この質疑を受けて、新規整備や再整備された公園を中心に、背のぼしベンチや腹筋ベンチ、ぶら下がり器などの健康遊具が、昨年度末で市内61公園に174基設置されています。

一方で、既存の公園については健康遊具など市民の健康づくりに役立つ施設整備が進んでいません。

- 2 多くの市民の方に、身近な公園で気軽に楽しく健康づくりに取り組んでいただくために、既存の公園における健康遊具等の設置の可否を調査し、予算配分を考慮しながらも計画的かつ積極的に健康づくりのための公園施設整備に取り組んでいただきたいと考えますがいかがでしょうか。<小笠原副市長答弁>

(胃がん検診について)

次に、市民のいのちを守る「がん対策」について予防医学の観点から質問します。

がんは、昭和56年以来わが国の死亡原因第1位であり、日本人の2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなるとされています。がんによって亡くなられる方の数は年々増加していますが、近年は医学の進歩により、早期の発見・治療であれば9割以上が完治できるといわれており、がんの早期発見・早期治療のためのがん検診受診が大変に重要です。

公明党には、坂口力元厚生労働大臣をはじめ医学博士としていのちを守る医療に従事した経験をもつ国會議員がこれまで多く活躍し、特に予防医学の観点からの政策充実に取り組んできました。自公連立政権のもと国は「がん対策推進基本計画」を平成19年6月に策定し、現在は平成24年度から28年度までの5年間で、がん検診受診率の目標値を、胃がん・大腸がん・肺がんは40%，乳がん・子宮がんは50%と定めています。また、地方自治体においても、佐賀県が今年度から県内の全中学3年生を対象にピロリ菌の検査を実施するなど、予防医学の観点から早期発見に努める動きがみられます。

京都市においては、国の指針に定められている5項目のがん検診を実施されるとともに、本市独自策として30歳以上を対象とした乳がん検診、また、50歳以上を対象とした前立腺がん検診等を実施されています。また、がん検診の普及啓発について、受診案内啓発パンフレットを保健協議会の皆様のご協力をいただき全戸配布されていることに加え、5つのがん検診を一日で受信できる「がんセット検診」や、日曜日に胃がん・大腸がん・肺がんの3つの検診を受診できる「日曜がんセット検診」などの実施、更には一定年齢の方への無料クーポン券等、受診機会の拡大をしっかりと進めてこられました。予防医学の観点からがん検診受診率向上を一貫して訴えてきた公明党市会議員団として、これらを高く評価しています。

ところで、がん検診の実施方法については、胃がん検診については、現在はバリウムを飲むエックス線撮影で実施されていますが、

- 3 平成28年2月に改正された国の指針では、胃内視鏡検査いわゆる胃カメラ検査の導入による検診精度向上同時に、対象年齢の引上げや検診間隔の見直しが示されました。この指針の改定を受け、京都市としても、胃がん検診の内視鏡検査の導入など更なる充実について検討していくべきと考えますがいかがですか。ご答弁をお願いします。<市長答弁>

#### (医療的ケアを必要とする児童・生徒への対応について)

最後に、本年4月1日から施行された、障がい者への差別禁止や配慮を義務付けた「障害者差別解消法」に関連し、医療的ケアが必要な児童生徒へのサポートについて質問します。

障害者差別解消法は、国の行政機関や自治体、民間事業者に対して、障がいを理由とした不当な差別を禁止するものです。障がい者であることのみを理由に、商品やサービスの提供を拒否や制限するなど、障がい者の権利を侵害してはならないことを法的に義務付けています。また、この法律では、障がい者に対する車いす用のスロープの設置、筆談や読み上げ、手話や点字に

よる表示などの「合理的配慮」を、国や自治体、国立大学などには義務付け、民間事業者には努力義務としています。

これから法律の精神に則り、障がいへの心配りや思いやり、いわば「心のバリアフリー」が社会へ幅広く浸透し、障がいによって分け隔てられることなく、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に、それぞれの立場で取り組むことが大切です。

この障害者差別解消法を踏まえ、文部科学省はこれまで特別支援学校を対象としていた看護師の配置補助について、新たに公立の小中学校を加えました。近年、医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、公立の小中学校では日常的にたんの吸引や経管栄養などの「医療的ケア」が必要な子どもが増えていることに対するもので、国は平成28年度予算に看護師配置事業として7億円を計上、看護師配置を進める地方自治体に対して3分の1を補助します。

学校に配置される看護師は、たんの吸引や経管栄養などの医療行為を実施するほか、医療的ケアが必要な児童に携わる教員への指導や、保護者の相談対応、主治医との連携などを行います。全国的には医療的ケアが必要な児童・生徒の地元学校への就学希望数は高まる傾向にあるということです。京都市においては医療的ケアが必要な児童生徒が安心して教育を受けられるように、これまでから看護師を配置してきました。今年度の5月1日現在で、北・東・西・呉竹の特別支援学校4校では医療的ケアの必要な児童生徒は69名であり、24名の常勤・非常勤の看護師が配置されケアにあたられています。同じ5月1日時点で公立の小中学校における医療的ケアを必要とする児童生徒数は4名で4名の看護師が配置されています。京都市においてはこれまでからも障がいを抱えた児童生徒が安心して教育を受けられるようにと、就学時点また就学途中での相談や、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応を丁寧に行ってこられたと思います。

そこでお尋ねします。

4 国で障害者差別解消法が成立したこと及び文部科学省の新たな方針を踏まえ、とりわけ医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して教育を受けられるためのサポートをどのように充実していかれますか。また、法の精神である「心のバリアフリー」をこれまで以上に教育現場で生かしていただきたいと思いますがいかがですか。教育長のお考えをお聞かせください。<教育長答弁>

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。